

長門市事業者向け新型コロナウィルス感染症に関する緊急経済対策の活用フローチャート

令和2年6月18日版
長門市

フローチャート活用にあたっての注意事項 ■このフローチャートは令和2年5月29日までに国・山口県・長門市が発表した緊急経済対策を参考に、本市が独自に作成したものであり、すべての緊急経済対策事業を網羅したものではありません。実際の制度の活用に際しては、国等が発表した内容を確認の上、各自の責任においてご活用ください。最新の情報は長門市HP等をご確認ください。

